

検証・評価・企画委員会 産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合（第1回）

日 時：平成29年11月2日（木）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】中村座長、渡部座長、相澤委員、荒井委員、石川委員、内山委員、江村委員、大崎委員、喜連川委員、近藤委員、迫本委員、佐田委員、重村委員、瀬尾委員、土生委員、林委員、福井委員、宮島委員、山田委員、山本委員、渡邊委員、菅野委員代理、吉村委員代理

【政 務】松山大臣

【事務局】住田局長、川嶋次長、永山次長、小野寺参事官、岸本参事官、仁科参事官

1. 開会

2. 議事

- (1) 「知的財産推進計画2017」の取組状況について
- (2) 今後の検討体制について
- (3) 意見交換

3. 閉会

○小野寺参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合）」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、御参集いただき、まことにありがとうございます。

私は、内閣府知的財産戦略推進事務局の参事官をしております小野寺です。よろしくお願いいたします。

本委員会は、平成25年10月25日に知財戦略本部長決定により開催されることとなりました有識者会議でございます。本年5月に策定いたしました知的財産推進計画2017の検証及び次期計画策定に向けて、ぜひ有識者の皆様方のさまざまな識見をおかりしたいと考えております。

最初に、松山大臣より一言御挨拶を申し上げます。

なお、大臣は、この後すぐに他の公務がある関係で、挨拶終了後、退席させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○松山大臣 皆さん、おはようございます。大変お忙しい中、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。

内閣府特命担当大臣として、この知財戦略を引き続き担当することになりました松山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本年5月の知財戦略本部の会合におきまして、安倍総理から「知的財産は、誰もが創造し活用できる、我が国の貴重な資源である」という御発言がございました。そこで決定された知的財産推進計画2017ではまさに、イノベーション、農業、観光など幅広い分野での知財の利活用、あるいは国民全てが、アイデアやコンテンツを創造・活用して活躍するための教育の実現など、重要な課題について、総合的な方策をおまとめいただいたと思います。

私自身、先月に、韓国で我が国の食、J-POP、アニメなどを紹介する、九州フェスティバルin釜山に出張してまいりまして、クールジャパンのPRをしてまいりました。また、東京国際映画祭にも出席をいたしました。そのような場で、我が国のコンテンツの魅力を改めて感じました。海外での高い関心を追い風に、新しいコンテンツが次々と生み出される。そのような仕組みをつくっていかねばと思っておるところでございます。

私の出身地でもあります福岡ですが「あまおう」というイチゴを御存じの方も多いかと思いますけれども、この「あまおう」はよい苗を開発するだけでなく、苗を種苗権で守り、名称を商標権で守り、さらに海外では品種登録や商標登録を行って、このブランド力を高め、福岡を代表する農産物になってきました。

幾つかの例でございますけれども、安倍政権が掲げる生産性革命、人づくり革命の実現には、この日本の各地で、さまざまな分野で、知的財産を資源として、ビジネスの価値や地方創生の力を高めること。それができる人材を育成することが必要だと思っております。その

ためには、政府一丸となった知財戦略が重要でございます。検証・評価・企画委員会におきましては、推進計画2017の実施状況を検証していただき、さらに新しい課題を議論し、次の推進計画2018の取りまとめをお願いしたいと思います。

委員会の座長は、産業財産権分野では渡部俊也委員、コンテンツ分野では中村伊知哉委員をお願いいたしました。どうぞ、今年の委員会に引き続き、議論をリードいただきますように、よろしくお願いをいたします。

両座長を初め、それぞれの分野で高い知見を有する皆様に精力的な議論をお願いしまして、本委員会における議論が実りある成果になることを心から期待いたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小野寺参事官 ありがとうございます。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第をご覧いただければ、配付資料が資料1から資料5、あと、参考1から参考5までございます。もし不足等がございましたら、係員にお申しつけください。

続きまして、新しいサイクルでの第1回目の会合でございますので、本日御出席の委員の皆様のお紹介をさせていただきます。なお、委員名簿につきましては、委員の皆様のお手元の議事次第の後ろの座席表とともに配付しております。

まず、相澤英孝委員です。

○相澤委員 相澤でございます。よろしくお願い致します。

○小野寺参事官 荒井寿光委員です。

○荒井委員 荒井です。よろしくお願い致します。

○小野寺参事官 新しく委員に就任されました石川和子委員です。

○石川委員 よろしくお願い致します。石川でございます。

○小野寺参事官 内山隆委員です。

○内山委員 本年もよろしくお願い致します。

○小野寺参事官 江村克己委員です。

○江村委員 江村でございます。よろしくお願い致します。

○小野寺参事官 大崎洋委員です。

○大崎委員 大崎でございます。

○小野寺参事官 喜連川優委員です。

○喜連川委員 喜連川です。よろしくお願い致します。

○小野寺参事官 近藤健治委員です。

○近藤委員 近藤です。よろしくお願い致します。

○小野寺参事官 迫本淳一委員です。

○迫本委員 迫本です。よろしくお願い致します。

○小野寺参事官 佐田洋一郎委員です。

- 佐田委員 佐田です。よろしくお願ひします。
- 小野寺参事官 重村一委員は少しおくれしておりますので、後ほど。  
瀬尾太一委員です。
- 瀬尾委員 瀬尾でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小野寺参事官 中村伊知哉委員です。
- 中村座長 中村でございます。おはようございます。
- 小野寺参事官 土生哲也委員です。
- 土生委員 土生でございます。よろしくお願ひします。
- 小野寺参事官 林いづみ委員です。
- 林委員 林です。よろしくお願ひいたします。
- 小野寺参事官 新しく委員に就任されました福井健策委員です。
- 福井委員 福井でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小野寺参事官 新しく委員に就任されました宮島香澄委員です。
- 宮島委員 宮島です。よろしくお願ひいたします。
- 小野寺参事官 山田理恵委員です。
- 山田委員 山田でございます。よろしくお願ひします。
- 小野寺参事官 山本貴史委員です。
- 山本委員 山本です。よろしくお願ひします。
- 小野寺参事官 渡邊敬介委員です。
- 渡邊委員 渡邊でございます。よろしくお願ひします。
- 小野寺参事官 渡部俊也委員です。
- 渡部座長 渡部でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小野寺参事官 また、木田幸紀委員代理の菅野様、日覺昭廣委員代理の吉村様にも御出席いただいております。

委員の皆様には、お手元に大臣からの構成員指名書を配付しております。

続きまして、本委員会の座長に就任いただきました渡部委員、中村委員より、一言ずつ御挨拶を頂戴いたします。

渡部座長、お願ひします。

○渡部座長 昨年に引き続きまして、今年も産業財産権の担当をさせていただきます。

5月に推進計画を決定した後に、これで半年たっておりますが、アニュアルの計画ということなので、この期間についてもいろいろなことが起きていますし、特に第4次産業革命という非常に変化の早いところを扱いましたので、そういう意味で本日もいろいろ御意見をいただきたいと思ひます。

また、アニュアルの計画に加えて、やはり少し中長期も検討したほうがよいのではないかとお願ひしておりますが、これについては後ほどまた説明があるかと思ひますが、ビジョンを少し中長期でもう一回検討するということが重要かと思ひています。

いずれにしても、委員の皆様にはよろしくお願いたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○小野寺参事官 中村座長、お願いします。

○中村座長 昨年のことになりますけれども、リオのオリンピックの閉会式で総理がスーパーマリオに扮して登場なさったというのは、2020年に向けて日本はこの方向でいくのだと。コンテンツとテクノロジーの融合と発信を重視するという姿勢のあらわれだったと思います。

知財戦略のコンテンツの分野としては、これまでの施策を厳しくチェックする、検証するという事項もありますけれども、一方でテレビ番組、アニメ、音楽といったものの海外展開は成果があらわれてきていると思います。これはここ10年ぐらいの政策の貢献も大きいのだと思うのですが、そうしたこと、そのプラスの評価もしていきたいと考えています。

しかし一方で、ここ10年、スマート化の対応をコンテンツ分野でしてきたのですが、そこにもAIやIoT、あるいはビッグデータやブロックチェーンといった一連の、次の技術革新の大波が押し寄せてきています。これは産業財産権分野と一体となって、そしてIT戦略、あるいは科学技術政策とも連携をして、新しいビジョンをつくる時期が来たということだろろうと思いますので、皆さんと議論をしながら次の進路を考えたいと思います。

よろしくどうぞお願いたします。

○小野寺参事官 ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いいたします。

(松山大臣退室)

○渡部座長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

まず、知的財産推進計画2017の各施策の取り組み状況に移りたいと思います。

事務局において、推進計画2017に盛り込まれた各施策の実施状況等について、関係府省から資料提供、ヒアリング等を踏まえた整理をしておりますので、まずその説明をお願いしたいと思います。

○仁科参事官 事務局から資料の説明をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。タイトルとしまして「『知的財産推進計画2017』の各施策の取組状況」と書いてございます。

1ページから、まず私、参事官の仁科のほうより、産業財産権分野に関する事項の取り組み状況につきまして、施策が非常に多うございますので、制度的手当を伴うものですか、あるいはガイドラインの策定等を伴う施策を中心にしまして、御説明させていただきます。

この資料のつくりでございますけれども、枠囲みの中に推進計画2017の記述がございます。こちらの説明につきましては省略させていただきます。その記述以下に、「関係府省

の主な取り組み」という見出しで取組状況を書いてございますので、先ほど申し上げましたような主な施策につきまして御紹介させていただきます。

まず「①データ利活用促進のための知財制度等の構築」で、1) をご覧ください。データの利用権限を契約で適正かつ公平に定めるための留意点等を整理しました「データの利用権限に関するガイドライン」が公表されております。今後は個別分野の活用状況等を分析した上で、必要な改訂を行う予定でございます。

次に5) で、産構審の知財分科会におきまして、今年の7月に不正競争防止小委員会というものが設置されております。こちらのほうで、価値あるデータの利活用促進に向けまして、新たな不正競争行為となるものを特定するという形で、次期通常国会への法案提出に向けた検討を行っているところでございます。

2 ページ目の②、③につきましては、後ほど参事官の岸本のほうから説明させていただきますので、3 ページ目にお移りください。

3 ページ目の真ん中あたりに「①知財紛争処理システムの基盤整備」とございます。その1) で、御案内のとおり、知財紛争処理の場面では、被告に証拠が偏在するという問題がございまして、この証拠を適切かつ公平な証拠収集手続の実現をすることによりまして、何とか引き出すということを行うために、産構審の知財分科会特許制度小委員会におきまして、法案の提出を視野に入れた検討が行われております。

また、2) でございますが、後ほど議事の2. (2) にあります「今年度の検討体制について」の中で御説明させていただきますけれども、知的財産の価値評価に関するタスクフォース等におきまして、知財のビジネス上の価値のあり方等を検討させていただくということを計画しております。

次に、3) と4) をまとめまして御説明させていただきます。標準必須特許の円滑な利用を促進する制度、及び、中小企業やベンチャーを含む多様な企業の請求に基づいて調整を行うADR制度につきまして、現在、特許制度小委員会の中で検討がされているところでございます。

4 ページ目に移りまして「②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化」で、2) に書いてございますとおり、我が国のブランディングに資するデザイン振興及び保護のあり方につきまして、現在、研究会が立ち上げられておりまして、年度内に検討結果を取りまとめる方向で検討が進められております。

3) でございますが、本年7月からニュージーランドを対象に、8月からチリ、11月からペルーを対象としまして、特許審査ハイウェイ (PPH) の拡充が行われることになっております。

5 ページにお移りください。こちらもちょうどこの説明は省略させていただきます。「①企業・業界における標準化戦略の強化」でございます。1) にございますとおり、産構審の産業技術環境分科会基準認証小委員会におきまして、この10月に経済産業大臣への答申がなされております。この答申を受けまして、JISの制定に民間が指導的に関与できる

ような、それによりまして標準の策定を迅速化するような形での工業標準化法の改正が検討されているところでございます。

5) で、この標準に係る業務につきましては、弁理士の関与のあり方についても、弁理士法改正法案の提出を視野にしまして、産構審の知財分科会弁理士小委員会のほうで検討がなされております。

7 ページ目をご覧ください。真ん中以下、農業に関する施策として、「①地理的表示、地域団体商標など農業等関係知的財産の有効活用」でございます。2) に書いてございますとおり、地理的表示、GI改正法に基づきまして、二国間等の国際協定の締結によるGIの保護に向けまして、本年6月にはベトナムとの間で覚書が署名されております。また、EUとの間では、本年7月に大筋合意しました日EU・EPAにおきまして、GI製品の高い水準での相互保護を行うことが確認されているところでございます。

8 ページ目をご覧ください。「②JAS規格の戦略的な制定・活用等による農林水産分野における標準化の推進」で、この1) に書いてございますとおり、JAS規格の対象の拡大等を行う法律が成立したことを受けまして、新たなJAS規格の制定を順次行うとともに、規格の制定・活用等の説明会を開催しているところでございます。

9 ページ目をご覧ください。地方・中小企業に関する施策でございます。「①地方・中小企業による知財活用」と書いてございますが、その3) をご覧ください。中小企業の特許料の減免手続の簡素化に向けまして、現在、制度面及びシステム面からの対応の検討が行われているところでございます。

また、5) にございますとおり、地域金融機関からの融資や事業性評価につながる包括的な取り組みとしまして、ビジネス評価書の作成支援ですとか、あるいは知財金融シンポジウムの開催等が実施されているところでございます。

10ページに移りまして「②産学・産産連携の推進」でございます。

11ページ目の6) で、科学技術振興機構における事業化を視野に入れた研究開発事業におきまして、特許出願費用の一部直接経費としての計上を含めた知財予算の確保策につきまして、現在、検討が行われているところでございます。

10) で、ギャップファンドの充実の検討を含めまして、事業化の支援を行うための検討が今、行われているところでございます。具体的には、研究成果の最適展開支援プログラムの中に年間1,000万円を支給するタイプを新設しまして、必要な研究開発費を支援するという計画が立てられております。

12ページ目で、知財創造教育に関するところで「①小中高等学校、大学等における知財教育の推進」とございます。その1) で、今年3月に小・中学校の学習指導要領につきまして改訂・公表されたところでございますけれども、創造性の涵養及び知財の意義の理解等に向けまして、高等学校の学習指導要領につきましても、今年度の改訂に向けまして、現在、準備がされているところでございます。

次に「②地域・社会と協働した学習支援体制の構築」の1) で、知財教育推進コンソー

シアムを本年1月に設置しております、その下部組織として設置しております小学校ワーキンググループ、中学校ワーキンググループ、それぞれにおきまして、現在「知財創造教育」の体系化等について検討しているところでございます。

また、2)で、こういった取り組みを地方に普及するための「地域コンソーシアム」の構築を促進するため、現在、全国4地区におきまして実証調査を実施しております。

私からの御紹介は以上でございます。

○岸本参事官 それでは、引き続きまして、コンテンツ分野の取り組み状況につきまして、私、岸本から御説明をさせていただきます。

お手元の資料1の2ページにお戻りいただきたいと思っております。先ほど残されていた部分からになります。

AIの作成・利活用促進についてですけれども、学習用データの作成促進のための環境整備、学習済みモデルの知財制度上の保護のあり方、AI生成物に関する課題等の整理が必要ということが知財推進計画の中に盛り込まれております。そのために必要な取り組みのうち「②AIの作成・利活用促進のための知財制度の構築」に関しましては、先ほどありましたけれども「データの利用権限に関する契約ガイドラインver. 1.0」というものの中で、データの利用権限の観点から一部、学習済みモデルに関することも含めた形で留意点を整理・公表されております。この中でさらに検討が進められていくこととなっております。

次に「③第4次産業革命(Society5.0)の基盤となる著作権システムの構築」についてですけれども、1)で、新たな時代のニーズに対応した柔軟性のある権利制限規定について、特定当事者間を超えた学習用データの提供・提示する行為も含めた形で、現在、著作権法改正法案の速やかな国会提出に向けて準備をしているところでございます。また、ガイドライン策定など、法の適切な運用環境の整備のための調査研究を実施する予定となっております。

2)著作権者不明等の場合の裁定制度ですけれども、国等の公的機関が利用を行う場合に補償金供託を権利者が判明したときに後払いできるようにすることについて、これも著作権法改正法案の提出に向けて準備をしているところでございます。また、利用者による権利者探索コスト低減のための実証事業も継続して実施しているところでございます。

3)で、拡大集中許諾制度の導入についてですけれども、これは調査研究等の内容を踏まえまして、具体的なニーズの洗い出し等を行いまして、利用行為の特徴に応じた議論をしていくということになっております。

6)をご覧いただきたいと思っております。ICT活用教育における著作物利用の円滑化については、授業の課程における著作物利用の円滑化について、これも法案の提出に向けて準備をしているところでございますし、諸外国における制度、ライセンス環境に関する調査研究を実施する予定となっております。

次に、14ページ目をご覧いただきたいと思っております。「Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化」というコンテンツのパートですけれども、1つ目の柱は「1.



コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化」となっております。

そのために必要な取り組みのうち、①のところからご覧いただきたいのですが、「①継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組」といたしまして、まず1)は総務省の取り組みですが、BEAJと連携しながら、放送コンテンツを制作する事業者等と、例えば観光業、地場産業、地方公共団体等の関係者が協力して、放送コンテンツを制作、発信する取り組み等を支援しております。こちらは30年度概算要求でも取り組みの支援の充実というものを図っているところでございます。

2)で、クールジャパン機構の話ですが、こちらにおいても、コンテンツを含めた形で、海外需要開拓を行う事業へのリスクマネー供給等の支援を実施しているところでございます。

3)で、こちらは外務省の事業ですが、日本文化の発信と将来的な商業展開への基盤整備というところを狙いまして、途上国等のテレビ局に対して映像コンテンツを提供し、テレビ放送をするという事業を実施しております。

5)をご覧いただきたいのですが、これはいわゆるJ-LOP事業ということで、コンテンツの字幕・吹きかえ等のローカライズですとか、国際見本市への出展等のプロモーション費用の補助を実施しております。

次に、15ページ目をご覧いただきたいと思えます。「②コンテンツと非コンテンツの連携強化」に関する取り組みですが、これは知財事務局が事務局となりまして、クールジャパン戦略を推進する官民連携プラットフォームにおいてマッチングフォーラムやセミナーを開催し、官民や異業種間の連携を促進しております。また、各地においてクールジャパン拠点の構築を目指す取り組みを支援しておりますし、拠点間のネットワーク化にも取り組んでいるところでございます。

「③クリエイターの創造環境整備」に関する取り組みですが、1)で、これも知財事務局中心の取り組みですが、クールジャパン産業に求められる人材像を、例えばプロデューサー人材ですとか、高度経営人材とか、外国人材とか、6つのカテゴリーに整理をいたしまして、それぞれの育成・集積を戦略的に推進するための環境整備に取り組むこととしております。

2)から4)までですが、国際的に通用するプロデューサー人材の育成ですとか、新進芸術家の育成ですとか、メディア芸術クリエイターの育成、人材育成というものを経産省、文科省のほうで継続的に実施しているところでございます。

6)をご覧いただきたいと思えます。こちらは経産省の取り組みですが、従来の製作委員会方式とは異なる多様な資金調達方法について、具体的な案件を通じて検証しようとしているところでございます。

また、7)と8)ですが、これは「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」、あるいはアニメーション制作などに関する下請ガイドラインというものを作っておりますけれども、こちらの改訂版を公表しておりまして、これらを周知することで、製

作環境の改善を図っていくことを予定しております。

16ページ目の「④新技術によるコンテンツ表現開発の促進」でございまして、こちらは経産省のほうで、例えばAR、VRなどの先進的な技術を活用したコンテンツ制作を支援する。また、それとともに、制作上の注意点などをまとめたガイドラインを策定する予定となっております。

「⑤模倣品・海賊版対策」についてでございます。1) から3) のところで、日中間を初めとする政府間交流の場を通じまして、対策強化に向けた協力を実施しておりますし、途上国・新興国の税関における人材育成ですとか、侵害発生国の取締機関ですとか、法制担当者などに対する研修やセミナー等を実施しているところでございます。

5) をご覧いただきたいと思います。リーチサイト対策で、これは文化審議会において、侵害コンテンツへの誘導行為の実態や課題について意見聴取を行った上で論点整理を実施しているところでございまして、今後、引き続き対応すべき悪質な行為の範囲ですとか、具体的な対応策等について検討を行うこととなっております。

6) で、オンライン広告対策についてですけれども、悪質なサイトについてリストを定期的に更新しながら、広告出稿の停止要請などの対応策について検討を続けることとしております。

17ページをご覧いただきたいと思います。コンテンツパートの2つ目の柱で「2. 映画産業の振興」についてでございます。

必要な取り組みのうち「①映画産業の基盤強化のための取組」についてでございます。

1) で、文化庁において、新進映画監督などの映画制作支援として、今までよりも上限額を少なくした支援メニューを増やすなど、日本映画制作の支援の充実を図ることとしております。

3) をご覧いただきたいのですけれども、こちらはワークショップですとか、実際の映画作品の制作を通じた、若手映画作家の育成についてで、こちらにも長編作品への支援も新しく検討しているところでございます。

4) で、映画フィルムのアーカイブについてですが、フィルムセンターの機能強化を図る予定としております。

「②海外展開の質的・量的拡大に向けた取組」についてでございます。1) は外務省における取り組みでして、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進めるということをやっております。

2) で、経産省で映画などのコンテンツ総合マーケットなどを通じて、ビジネスマッチングの機会提供を続けております。

18ページ目に行きまして、4) で、文化庁では日本映画を振興するために、国際共同製作に対する支援、あるいは海外における上映機会の獲得等をしていくために、多言語字幕制作支援等を行ったり、海外映画祭への出品を支援するなどの事業も実施しております。

「③ロケーション支援の強化に向けた取組」ですけれども、1) は知財事務局で、今年

の8月に、官民及び有識者を集めた、ロケ環境の整備のための連絡会議を設置しております。ロケに関する許認可に係る最新情報の共有を行っております。今後、優良事例の整理などを行っていく予定としております。

2) は文化庁の取り組みですけれども、各地のフィルムコミッションが持っているロケーション情報をデータベース化しまして、それを充実させていこうということを予定しております。

4) をご覧いただきたいのですが、これは国交省の取り組みです、ロケツーリズムやアニメツーリズムを支援しております。

19ページ目で「3. デジタルアーカイブの構築」についてでございます。

デジタルアーカイブにつきまして必要な取り組みとしまして「①アーカイブ間連携と利活用の促進」についてですけれども、1) で、産学官フォーラムを知財事務局の主催としたしまして11月に開催いたしまして、関連の取り組みについての情報共有や意見交換を行うこととしております。また、分野横断の標準メタデータフォーマットを作成していくという、実務的な課題に対応していくための協議会を開催しているところでございます。

2) と3) で、9月の関係省庁の会議におきまして、2020年に国会図書館を中心とした統合ポータルを立ち上げるための工程表を作成しております。今後は、その工程表に従って、各分野での取り組みを進めていくこととしております。

4) で、国や独立行政法人のアーカイブ機関においては、2020年までに、ガイドラインに従ってメタデータの整備、そしてオープン化を進めていただくことになっております。

「②分野ごとの取組の促進」で、2) をご覧いただきたいのですが、文化庁においてメディア芸術作品の所蔵情報等の運用・活用等の取り組みを支援しているところでございます。

最後に「③アーカイブ利活用に向けた基盤整備」でございます。こちらは美術館等が展示する著作物を紹介するために、例えばホームページなどに画像を掲載するなどの利用ができるように、これも著作権法の改正法案の中でそれをできるようにということで、提出に向けて準備をしているところでございます。

コンテンツ関係の取り組み状況は以上でございます。

○小野寺参事官 引き続き、資料2に基づきまして、知的財産推進計画2017に盛り込まれた施策に関連する平成30年度概算要求について説明させていただきます。

総額は、一番上の四角にありますとおり、前年の約526億円から約67億円増の約593億円です。

「注」にありますとおり、主要な要求内容となっております。※を付した予算額につきましては、上記総額には計上しておりません。また、「注3」にありますとおり、この括弧の中の数字は、推進計画2017の工程表の番号です。

以下、新規項目や主要増加項目を中心に説明いたします。

まずI-1、人工知能関係ですが、2ページで、IoT推進のための新産業モデル創出基盤

整備事業で、新産業モデルの実証などについての増額要求をしております。

3ページに行きまして、Ⅰ－2で、国際仲裁の活性化の関連で法務省において新規予算要求を行っております。

5ページに行きまして、Ⅰ－3の1つ目の項目ですが、国際標準化の予算について、前年の40億円に対して57億円と、17億円の増要求をしております。

6ページに行きまして、Ⅱ－1で、先ほど仁科参事官からありましたとおり、農林水産業の関係は施策の充実を図っております、地理的表示関係、植物品種の海外登録支援、7ページの一番上の項目のGAP認証、あるいは8ページの2つ目の項目の戦略的な研究における知財マネジメントと、随所において増要求を行っております。

9ページに行きまして、Ⅱ－2で、日本の中小企業による知財活用につきまして、2つ目の項目ですが、巡回特許庁関係予算、あるいはその下の中小企業知財金融促進事業関係で増要求を行っております。

10ページに行きまして、2つ目の項目で、これも同じく中小企業関連ですが、知財を活用した海外展開を目指す中堅・中小企業を支援する予算などで増要求を行っております。

11ページに行きまして、産学・産産連携ですけれども、1つ目の項目で、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムについて、非競争領域における大型共同研究についてのマッチングファンドですが、増要求を行っております。

地域イノベーション・エコシステム形成プログラム。これは大学シーズ等の事業化を進めるための事業プロデュースチームをつくる予算ですけれども、23.5億円から48.8億円と、約25億円の大幅増要求を行っております。

同ページ、次世代アントレプレナー育成事業、あるいはその下の大学発新産業創出プログラムについても増要求をしております。

12ページに行きまして、Ⅱ－3で、知財教育について、先ほど仁科参事官のほうからありましたとおり、増額要求を行っております。

13ページに行きまして、Ⅲ－1で、文化庁におきまして26.1億円の内数でありますけれども、国際発信力のある文化拠点形成支援の新規の予算要求を計上しております。

14ページに行きまして、総務省において、放送コンテンツ海外展開強化事業、いわゆるBEAJでありますけれども、これについても充実を図っております。

最後に19ページまで飛ばさせていただきました、Ⅲ－3のデジタルアーカイブ関係ですが、それぞれ国立国会図書館においてポータル実現に向けた調査、デジタル化資料を活用したコンテンツ作成のための調査研究の予算について、国立国会図書館にて計上しております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。ただいまの2017の施策と予算について、御説明をいただきました。

次に、今後の検討体制、どういうことをどういう検討をしていくかということについて御説明をいただきたいと思っております。

事務局からお願いします。

○小野寺参事官 引き続き、資料3と参考資料3に基づいて説明をさせていただきます。

まず資料3ですけれども、ここに書いてありますとおり、5月16日に知的財産戦略本部が開催されまして、知的財産推進計画2017が決定されまして、安倍総理から、ビッグデータや人工知能についての御指示、中小企業の技術を知財で守り育てる、農産物の関連について充実していく、知財創造教育コンソーシアムについて2020年度までに設立することを目指す、あるいはアニメツーリズムの関係、ロケ支援、デジタルアーカイブについて、それぞれ御指示をいただいているところでございます。

それにつきましては、先ほど仁科と岸本のほうから説明がありましたとおり、淡々とフォローアップを行っているところでございます。

今年の検証・評価・企画委員会の検討体制でありますけれども、次のページに行かせていただきまして、全体の体制図のほうを見ていただければと思います。

従前のおおり、産業財産権分野を取り扱う会合及びコンテンツ分野を取り扱う会合を検証・評価・企画委員会のもとでとり行うというふうにしておりまして、必要に応じて合同会合としても開催する。今回、ここにありますとおり、推進計画2017の進捗状況の検証を第1回で行ったわけですけれども、このほか、データ・人工知能に関する知財システム構築のフォローアップ、あるいは推進計画の素案取りまとめ等を合同会合として開催する予定であります。

あとは、知財計画2017におきまして、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額、知財価値評価の実現という項目について、今後検討することが必要になっているということに対応するために、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースを渡部先生を座長として開催することとしています。それは参考資料3に基づき説明をさせていただきます。

なお、※にありますとおり、このタスクフォースのもとで、特許庁が事務局となっている、特許権侵害における損害賠償額の適正な評価ワーキンググループ、パテント・コントロール対策等ワーキンググループの検討結果を産業財産権分野会合に報告をして、知財価値の評価や損害賠償額の適正化等について総合的な検討を行うこととしております。

次に、参考資料3に基づきまして「知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの開催について」ですけれども、これにつきましては、ここにありますとおり、検証・評価・企画委員会の運営についての決定、第4項に基づきまして、座長の決定により開催することとしております。

内容でございますが、供給が市場を牽引する20世紀型の工業モデルの時代から、ユーザーの多様な価値観が市場を牽引する時代が変わっていく中、市場を牽引する力の源泉となる無形資産が果たす役割は増大しております。企業は、無形資産を活用して、ユーザーの多様な価値観に訴求する価値創造サイクルを機動的・継続的にデザインすることが求められております。

そのため、各企業では、自社の有する無形資産を的確に把握し、それらをどのように活用し、価値を創造するかについて、明確に認識し、共有しておくことが重要となっております。

本タスクフォースでは、上記認識のもと、諸外国の事例も参照しつつ、知財を中心とした無形資産の見える化や価値評価、またその活用のあり方について検討することとしております。

タスクフォースの座長及び委員は、別紙のとおりでございます。

今後、11月16日を皮切りとしまして、3月まで約5回程度開催することとしております。

引き続き、住田局長から机上配付資料に基づいて説明があります。

○住田局長 机上配付資料をご覧ください。1枚紙でございます。

先ほど両座長からもお話がございましたとおり、この毎年の計画というものは極めて大事なわけでございますが、あわせて少し中長期的なことも議論する必要があるのではないかと、ということが各方面から言われておるところでございます。

御案内のとおり、いろんな技術の進展というものがあるわけで、特にAIだとかブロックチェーンだとか、そういったものは非常に大きく世の中を変えていくだろう、そして、まさに第4次産業革命の先にある社会は非常に大きく変わってくるものになるだろうと言われております。

そういう中で、この知財の仕組み、あるいはクールジャパンといったものを含めて、将来どんな社会が生まれていくか、どういう社会になっているのかということ的前提をしながら、そこからバックキャストするような形で、知財の戦略、クールジャパンの戦略はどうあるべきなのか、ということをし少し2025年あるいは2030年といった将来を見据えた形で議論をしてみたいと考えておるところでございます。

将来の社会に関して、いろんな変化の兆しというものは既にあらわれてきているわけでありまして、1つはイノベーション自体も、技術が引っ張るというイノベーションだけではなくて、むしろユーザーが参加していくというイノベーション。さらには、技術革新だけではなくて、それが社会全体の仕掛けを変えていくような、ユーザーとか消費者とか、そういった人に根差したイノベーションが必要になっているとか、既に社会の中でも所有ということだけではなくて、例えばシェアリングエコノミーのようなものが非常に浸透してきているとか、あるいは若い人たちを見ると、お金をもうけることも大事なわけけれども、むしろ、「いいね」をいっぱいもらって共感を得ることのほうが大事だという人も増えてきている。そして、世界の中でも単純にお金という資本主義から、一方で、同時にSDGsのような形で、社会全体への貢献、社会全体をどうしていくかということが非常に大きなテーマになってきております。

そういうことで、これまでの知財をめぐる状況とは環境も大きく変わってくる可能性がある、そういう中で、どのような知財の仕組みが求められるのか、あるいは逆に別の角度からいくと、いろんな形でそれぞれの個人がさまざまなコンテンツであるとか、あるい

は技術を生み出して、世の中に問うていく、1億総クリエイターとでも言うべきような状況はおそらくどんどんふえていく可能性もあって、そういう中でこれまでの産業財産権の仕組み、あるいはコンテンツに関するルールというものがどうあるべきか。さらに言うと、我が国の将来のある種のブランド戦略とでも言うべきクールジャパンの戦略というものもいろんな意味で大きな方向性を共有しながらやっていったほうがいいのではないか。

クールジャパンも今、非常に世界のいろんなところで受け始めているわけですが、それが続くためにはどうしたらいいのかということも、なぜクールジャパンというコンテンツが、どこの人にどうやって受けているのかという、こういったことの分析も含めて、考えてみるべきではないかということを考えているところでございます。

そこで、どういう体制でその議論を進めるかということについては、やはり2025年から2030年というものを見据えた形ということで、少し若い人にも参加をしていただくような形で、知財本部のもとで何らかの検討体を設けて議論をさせていただきたいと考えてございます。どういう検討体にするかということについては、現在、政府部内で少し議論を始めたところでございます。

早ければ今月中にもどういう検討体にしていくかということを決めて、第1回の会合の開催という形に持っていき、来年の春を目がけて、ビジョンというものを作っていただけるとおっしゃるところでございます。この委員会の皆様からも大いにそういったことも含めてインプットを頂戴できればと思っておる次第でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ここから先は、意見交換の時間に移らせていただきたいと思います。今、2017についての進捗状況等の説明、それから、今後の検討体制とその内容について御説明がありました。これについて、質疑・御意見、いろいろ自由に御発言いただきたいと思います。

毎回そうなのですけれども、やはり時間がなかなか足りなくて、皆さんに1回回るのがやっとなんと言ふと、議事録が非常にフラットでおもしろくないものになってしまいますので、できるだけ2回は少なくとも発言していただくような形でちょっと試みてみたいと思ひますので、そうしますと、お一方の発言が2分は限界で、1分半ぐらいという感じで、複数回発言していただくような雰囲気でもっと進めてみたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、御発言順はどなたからでも結構でございますし、内容についてもどういふ内容でも結構でございますので、挙手をいただければと思ひます。名札をお立ていただければその名札で当てていきますので、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

では、瀬尾委員から。

○瀬尾委員 いつも最初に申し上げるのですが、これは皆さんに申し上げるのも僭越ですが、戦略・戦術は時期というものが非常に重要で、今年よかつた戦略も来年ではだめだということが十分あり得る。そういう種類のものだと考えております。

また、これまで2020年のオリンピックを一つの大きなめどにして、これまでの知財を何とかしなければいけない、変えていくということを考えていたのですが、実はそれもちょっと違っているのではないかなという気がして、今のスピード感でいくと、改元が予定されている2019年が多分、日本の大きな転換期になるのではないかと私は予想しています。

そうしていきますと、今、2018年の知財戦略を決めるとすると、今年の議論がこの転換期に行われる施策のもとになるという極めて重要な時期だと思います。この時期に特有の戦略があるべきなのかなと考えておりますので、まず時代認識が非常に重要だということをお願いしたいと思います。

それと、本日、渡部座長からもございましたけれども、PDCAサイクルというものは非常に効果的な方法だと思いますが、逆に短期的な利益または結果にとらわれるような傾向もあるかと思えます。これについて、本日はビジョンのお話がありました。私もぜひ、そういうことが重要だと思います。特に今後のAIの時代を考えると非常に重要なことで、PDCAサイクルと同時に少し長目の戦略を設定していただきたいというのが私からのお願いでもございました。

最後に、もう一つはAIなのですが、これは社会基盤になっていきますので、つまり社会基盤ということは、我々の知財が単なる経済政策ではなくて社会基盤の構築に深くかかわる政策になるということだと思います。ですので、このAIによって構築される部分はこれまでの経済政策と違った側面を考えていくということでございます。

ほかに著作権法とかがございますが、とりあえず、最初に概論的に申し上げたいと思えました。

以上です。

○渡部座長 今、大局的な方策とか姿勢という話がございますが、これに関係する話があるならばいただければと思いますが、よろしいですか。

ほかに、どうぞ。

では、相澤委員から。

○相澤委員 総論として、経済成長が現政権の最大の目標の一つであるということは明確であると思います。その成長戦略の中に知的財産戦略が位置づけられていかなければいけないでしょう。イノベーションが果たす役割というものを考え、そのイノベーションに対して知的財産がどのようにかかわり合っていくかということが非常に重要ではないかと思えます。

このイノベーションといったときにも、従来の20世紀型のキャッチアップということではなくて、現在の先端企業が行っている、その上を目指す技術革新ということが必要ではないかと思えます。そういう高い目標をなし遂げるための知的財産戦略というものを考えていただきたいと思えます。

○渡部座長 ありがとうございます。



それでは、荒井委員、お願いします。

○荒井委員 今の総論の関係で、今回こういうビジョンをおつくりになるのは非常にいいことだと思います。世界中でアメリカを中心としたインターネットを中心にしたプラットフォームの動き、それから、中国の大変な追い上げ。大変動いているわけですので、ぜひ従来の日本の知財制度にこだわらない大きな流れ、それから、技術も動いているわけですので、そういうことを踏まえた大きなビジョンをつくっていただくのは大変有意義だと思いますので、期待しています。

それから、知財の議論は制度的なものとか手続的なものにこだわりがちな部分がございますので、そういうことを離れて、経済的あるいは国民福祉的にこういうことがいいではないか。それから同時に、それが世界に通用するものだという国際性を持った議論をしていただきたいと希望いたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

とりあえず、全体的な話として、今、先にいただいていますけれども、どなたか、どうですか。よろしいですか。

では、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

今、ビジョンの話が出たので、そこでコメントさせていただきます。

私も非常にいい取り組みだと思います。多分、この委員会に出られている方の頭の中にもいろいろなビジョンをお持ちで発言しているのだろうなと思っております。そこをしっかりと日本として将来どうなるのだけではなく、どうしたいのだというところまで落とし込んで、皆さん一致団結して、それに向かって知財政策はどうするのだという議論になるように明確なビジョンをつくっていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

喜連川先生、お願いします。

○喜連川委員 先ほど住田局長が、いいねというものを押すような、こんな社会にだんだん変わってきた。これはどうしてこういうふうに変ってきているのかというのを考える必要があります。つまり、何となく人々の気持ちがそういう方向に向かっているのだという現象論的なソサエティーのムーブメントというふうに捉えることもできるのですけれども、一方でそういう意思の表出が比較的、非常に安いお金でできるようになってテクノロジーがリーチしてきている。このテクノロジーのドライブというものがものすごく大きな背景になっています。

そういうことで、ある意味で、この多くの企業のアクティビティーはより色濃く、テクノロジードリブンになっているという意味で、先ほどまた別のコンテキストでおっしゃられましたような、20年後ぐらい先を見たバックキャスト。私は常にリアクティブからプロアクティブというものを見ていくべきであるというのを前年度のこの委員会の中では申し

上げておりましたけれども、こういうアティチュードで定点観測をきっちり行うことがやはり非常に重要な役割を持ってきたのではないかなと思います。

例えば、押されそうで怖いのですけれども、今回の自動走行車に関しましても、トヨタが持っている知財などというものはヨーロッパの自動車業界が全部持っている知財より圧倒的に大きいというところまで来ている中で、今後、先ほどのムーブメントの中でビッグデータ、AIというふうに総理がおっしゃられた。ここでデータが先に来ているというのは極めて大きな意味がありまして、つまりAIはデータがないと動かない。そうしますと、そのデータに付随する知財が一体どんなふうに世界でとられてきているのかという話で、つまりコンテンツと知財というものが連動しながら、産業財産権と連動しながらもうちょっと見るということも非常に重要になってくるのではないかなと思っております。

先日、某省でAIのそういう委員会がありましたけれども、そこで著作権の問題も今後考えていかなければいけないという、そんなことは去年、ここで随分やっているのです。そういう意味では、この内閣府のこの会議体というものがかなりプロアクティブに動いている。それをもっと積極的にお進めいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

総論的なところから入っていますが、では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 今の第4次産業革命等を考えると、これはネットがどうしても必須で、IoTにしても、AIにしても、ビッグデータにしても、ネットが介在することによって成立する。

それでいて、ネットはボーダーレスです。国境なんか全然関係なくなってしまう。そういう状態で、これからの知財をボーダーレスな状態でどう把握して、どうしていくのか。そういう視点も持って考えていかないと、なかなかこれからの知財の保護にしても難しいところがあるのではないかなと思っております。

○渡部座長 では、土生委員、お願いします。

○土生委員 この将来ビジョンは非常に楽しみだと思うのですが、その中で1点、目を配っていただければなと思います点が、いわゆるイノベーション先進国であるアメリカでは、イノベーションの拠点がある地域は失業率も大きく下がって、それから、成長率も上がって、所得もふえて、豊かになっている一方で、そういった拠点が無い地域だけをとると、下位の10州ぐらを集めるとほとんど途上国並みの失業率であるとか、所得水準になってしまっているそうです。

日本ももちろん、イノベーションを推進することは大事なのですが、そのときに気を配らなければいけない問題が地域間の格差です。下手をすると、それを助長するようなことにもなりかねないので、もちろん、イノベーションの推進は大事なのですが、そのときに、アメリカで起こっているような問題を日本で起こさないようにするためにも、地域的な配分をどうするかといったことも、この長期ビジョンの視点の中で検討していただくと、イノベーションが起こったのはいいのだけれども、地域間の格差が広がって、新し

い社会問題を起こすことになっても困りますので、地域的な均衡という視点にもご配慮いただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、挙がっている方はおられますか。

では、迫本さん、まずお願いします。

○迫本委員 将来のビジョンについて検討していくというのは、やはり中長期の視点ですごく重要なことだと思っております、そのときにコンテンツ等の関係で言うと、AIとのかかわりとかは我が社でも随分いろいろ出ているのですけれども、今後予測できないようなことが起きてくると思うのです。その予測できないようなコンテンツとAIとの連携がうまくいったときに、本当に日本の産業は活性化するのではないかなと思っております。

そのときに、検討体をつくるというのは非常にいいと思うのですけれども、検討体でも予測できないようなことがあるのではないかな。やはり民間の広い範囲からの知識とアイデアとチャレンジが生きるような柔軟な国の制度が今後求められるのではないかな。したがって、検討体と民間との共同で運営されていくという視点もあるといいのではないかなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

大体、総論的なところはよろしいですか。

では、各論的な話も含めて、ほかのトピックスについて御意見のある方はいかがでしょうか。

荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 各論の関係ですが、今、いろいろ議論がございましたように、第4次産業革命時代、知的財産の役割が非常に大きくなってきておりまして、商工会議所としても大変、この分野に力を入れてきている。そんな観点から、知財のこちらの会議でいろいろな中小企業対策やベンチャー支援対策、それから、地方創生に力を入れていただいていることにお礼を申し上げます。

同時に、今、いろいろな制度は整備されたのですが、この実効性という面から見たときに、さらにやっていただきたいという要望がございます。1つは中小企業の特許料金の減免とか、手続の簡素化が今回は入っているわけですが、同時にアメリカとか中国と比較したときにまだまだ不十分でして、利用率、それから、利用効果が少ないという部分がございますので、何とかここをアメリカや中国並みにしていただきたい。

もう一点は、地方創生の観点で地域団体商標とかコンテンツの支援、あるいは産学連携をやっていただいていることで大変いい動きが起きております。これを加速化していくためにはマーケティング支援が実際に売り上げにつなげていくような、経済効果が上がるようにすることが必要だと思いますので、そちらにもさらに力を入れていただきたい。こう

いう希望を持っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

では、江村委員、お願いします。

○江村委員 ありがとうございます。

データの利活用という話がありましたので、その辺でちょっと、検討のスキープの範囲ということをお話ししたいと思うのです。

データが重要になってきているということはそのとおりでありまして、データ利活用のプラットフォームというのは十分、まだ議論がされていない部分があると思いますので、そこら辺を制度も含めて考えていくことが重要なこと。

そのときに、やはり標準化という言葉でカバーしているのかどうか、あれなのですけれども、ISO等でもシステムレベルでの議論が進んできているということ意識して、そこら辺にスキープをしっかりと広げておくことが大事ではないかなと思います。

もう一点が、そういうふうに見たときに、先ほども出ていましたけれども、グローバルな動きに対して日本がどういう位置づけにあるかということもしっかり見ておくことが非常に重要になっていると思います。

最後なのですけれども、先ほどからビジョンの話があって、これは非常に重要だと思います。それで、中村座長もおっしゃっていましたが、いわゆる知財という視点と科学技術とか、ほかの施策とのリンクを、ビジョンをベースにつないでいくという考えをやはりどこかに入れておくべきではないかなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

福井先生、お願いします。

○福井委員 福井でございます。

これは御質問でもよろしいわけですね。

○渡部座長 はい。

○福井委員 先ほどから大変力強い、共感できる取り組みの数々を教えてくださいました。この資料1についてお尋ねです。

住田局長の御発言にもあったとおり、今や1億総発信時代で、万人が著作権についても、それから、利用規約のような、それにかかわる契約についても、みずからが当事者となる。こういう時代です。私、この時代にあっては、先ほどスピードのお話もありましたけれども、法制度の対応だけではやはりどうしても足りない。各人がどれだけ知財力や契約力を持つかということが非常に重要だと思っております。

そのときに、取り組みの12ページで、大学等における知財教育の推進という項目は立っているのですが、中を拝見すると、大学についての御説明がちょっとないように思います。

現在、大学で著作権や、あるいはそれにかかわる、コンテンツにかかわるような契約の授業・講義というものは一体、どの程度行われているのか。この現状は把握されていらっしゃるでしょうか。これが1つ目です。

もう一つ目、19ページです。デジタルアーカイブについての多くの取り組みをありがとうございました。ここでは権利処理の問題が非常に重要であります。そして、著作権者が不明である、いわゆる孤児著作物については各所で申し上げてきて、多くの取り組みを書きいただいているのですが、実は不明問題がもう一つ、所有者が不明である、あるいは肖像権の持ち主、肖像権の本人が不明であるという、この所有権・肖像権の不明問題が非常に大きいです。

昨今も所有者不明の土地の問題が大変大きな損失を招いていると大きく報道されたところですが、例えば記録フィルム一つとっても、所有者不明のものなどというものは現像所に幾らでも、山ほどあります。こういうもののアーカイブ化というものは進まないわけです。所有権や、あるいは肖像権の不明問題についての検討、取り組み状況を教えていただけますでしょうか。

以上です。

○渡部座長 これは仁科さんと岸本さんですか。わかりますか。

○仁科参事官 御質問ありがとうございます。

個々の大学において、どこまで著作権やコンテンツの契約に関する教育等がされているか、大学の授業の個々のこまの内容まで私どもは把握しておりませんが、こちらにいらっしゃる山口大学の佐田先生におかれましては、大学全体として契約を含む知財教育に取り組んでいらっしゃるにしまして、そういった取り組みを全国的に普及していくという取り組みもなされていると理解しております。

申しわけございませんけれども、個々の大学でどこまでご指摘の教育が進んでいるかということは、今のところ把握できておりません。

○福井委員 山口大学さん以外では多分、ほとんど行われていないだろうという問題意識からの質問でした。ぜひ、これについてはフォローアップの情報をいただきたいと思えます。

○岸本参事官 デジタルアーカイブの構築の関連で、オーファン著作物以外に所有権・肖像権不明の場合の問題が大きいという御指摘ですが、そういった課題があるということは我々も承知しているのですが、知財制度に関する検討というよりは、コンテンツの文脈の中で捉えているので、デジタルアーカイブ構築をしていく上での課題ということで、そういった課題があることを認識しつつ、共有しつつ、現在、関係省庁によるデジタルアーカイブジャパン推進委員会と、実務的な課題を行うための実務者委員会を設置しておりますので、そちらのほうでもそういった課題意識を共有しながら、これも特に具体的な検討が始まっているわけではないのですが、どうやって対応していくべきかということについては検討していきたいと思えます。

○福井委員 ありがとうございます。

○渡部座長 今の関係ですと、多分、佐田先生、私も上がっていますけれども、もしございましたら。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。名前が挙がったので、少し解説というか、状況を説明させていただきたいと思います。ご指摘の具体的な内容については、時間の関係で別な機会に譲りたいとおもいます。

とりあえず私のほうからは、1枚の資料を用意させていただきました。資料4の後ろについております。今知財教育ということを出て山口大学で進めていて、それを各大学にも普及したいということで、私どもはモデル授業で全国を回っております。

そのときに、各大学さんからは、知財授業の必要性は共感できるが、その際まず言われることは、人手が足りない、人材がないと言ったことです。そして現在大学においては人手というか、人材を確保する予算が非常に逼迫しております。だから、現実的にはどうやったらいいかという質問になり、大学どこも皆大変困っております。

それで、私ども地方山口大では、どうやって知財の整備活動だとか、知財教育をやって来たか、人の手当てはどのようにして来たのかと、突っ込んで聞かれますので、これを1枚紙にまとめてみました。スライドが上と下2枚になっております。ここに示しましたのは、山口では非常に有名な「草莽崛起」という、吉田松陰が、松下村塾の塾生たちに説いた言葉、考え方なのだそうです。草莽という草深い中にも、いろいろと人材はいる、なにか事をなそうとすると、そこから志ある人を集めてみなさいと、高杉晋作達塾生に説いたそうで、それが奇兵隊結成につながっている、こういうことらしいのです。

私も大学に行って一番困ったのは、やはり人の問題で、人材がないということです。今回、これを提示させていただいていますのは、知財整備だとか知財教育の、その人材をどうやって集めるかが、いきなり直面した問題でした。周辺を見渡せば、実は周辺企業や、学内にいたのです。大学の中に入って気がついたのですが、学内の教員の中には企業経験者がかなりいます。そういった方々は、ほとんどが大手企業から来られていますので、彼らは大概、社内で知財の教育を受けています。手を挙げてもらったところ、私どもの予想を超えた5名も集まってきて、今その方々に知財教育の協力を仰いでいるということです。それから企業OBです。こういった方にご協力を仰いでやっているのが実態でございます。たぶんこの地方においても、必ず1つや2つの大手企業や、知財に熱心な中堅どころの企業はあると思うのです。そこから協力を仰ぐのは、大概の大学では、できるのではないのでしょうか。

もう一つは、最後のところに挙げていますように、知財推進計画というものを私どもはバイブルとして、これは決してゴマをすっているわけではなくて、私自信このことを13年間ずっとやってきましたので、各大学の知財に着任した方に、その都度お話し申し上げます。ただ、最近の推進計画書は非常に厚くなっていますので、なかなか読みこなすのは一苦労です。昔みたいに、何をやればいいのかという行動指針を箇条書きで、分かりやす

く纏めていただければ助かります。最近は理論的な裏づけがしっかりとできて、それはそれでいいと思いますが、そのなかから読み解くというより、行動指針をまとめて、それを見れば状況に応じての行動すべきことが、端的にわかるようにしていただけると、大変ありがたいと思います。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、挙がっていますね。

○近藤委員 2017の進捗状況につきまして、御説明いただきましてありがとうございます。私からはコメントとお願い等を数点お話ししたいと思います。

まず、知財紛争処理システムのところで、2017で出された標準必須特許に関するADR制度の検討というところなのですが、ここにありますとおり、まだ産構審のところで今、継続検討中と理解しておりますけれども、やはりここはSociety5.0というものを視野に入れた中では非常に重要なところだと思いますので、しっかり今後も議論していただきたいなと思います。それが1点です。

2点目は標準化のところですが、国としていろいろな施策を打っていただいて本当にありがとうございます。これもまたSociety5.0というものを視野に入れますと、もっと広い産業界、あるいは多くの会社の中にもう少し広げていくような活動、経営者の啓発等、そういうところも含めて、より推進体制の強化というところを図っていただければと思います。

最後に、2018でやろうとしている価値評価検討タスクフォース。これも非常にいい取り組みだと思うので、ぜひ進めていただきたいのですが、進めるに当たって、やはり今後、新しいビジネスを起こそうという方だったり、会社だったり、そういう方がうまく早く資金調達できるようなゴールを見据えて、やった成果としていろいろな会社さんが喜ばれるというところを目指していただきたいなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。今、挙がっている方はおられますか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 どうもありがとうございます。私は今回からの参加です。今までも第4次産業革命ですとか、科学技術の関係、あるいは知財の關係の幾つかの話し合いに出していただく中でいつも思うのは、今、幅がすごく広がっている。先ほども現場と大学との距離とか、実際にどんなことが行われているかという話があったのですが、本当にいよいよ一般の人がこの知財の世界に巻き込まれているのは間違いないのですが、私たちは報道局でニュースをやっていて、一応、自分たちは情報の中の先頭ランナーのつもりでやってきてはいるのですが、こうした中心の議論とは距離がありますしそれを一般の人に伝えるという役割の中では今、本当に先端との距離がすごく開いて、なかなかうまく伝えられないぐらい距離が開いてしまっているなと思います。

例えば、農業の方に苗の登録などは非常に大事だということで、私がそれを放送でやったのは2年ぐらい前で、実際、それよりも何年も前に大きな問題は起こってはいるのですけれども、今も農業分野のところで話し合いが行われると、そうした知財の管理の問題というのは引き続き対応が十分とは言えず、問題であり続けています。

あと、子供たちの行動を見ますと、彼らは本当に普通にいろんな情報に接しスマートフォンでいろんなことをやりますが、その情報の出し方とかいろんなことがすごく危ういなと思うことがしばしばあります。

一方で、そういった教育をやっていないかということ、学校にはちゃんと情報の授業は最近ではありまして、やってはいます。でも、やっていることは多分、横から見るに、こういうことは気をつけましようみたいなどの指導などで、確かにやってはいるのです。やっているのですけれども、本当に子供たちが知ったほうがいい、悪い意味ではリスクにさらされている部分、いい意味ではアイデアをより伸ばせる方法、どちらの方面においても、そんな十分な授業とは見えません。

知財教育は学習指導要綱に書かれましたし、方向としては明らかに問題意識を持たれていることは間違いないので、どこもこれからちゃんとやっていくとは思いますが、今、山口大学でも教える人材がいらっしゃらないということであれば、普通の小学校、中学校、高校で知財教育という名の授業の中で、一体、どの程度の授業が本当にできているのかということとはなかなか難しいかなと思っております。実際、私たちは放送において、そこでそんなにみんながわかっているという前提になかなか立てないために、知財問題のニュースが難しいというところで立ちどまってしまったりして、なかなかうまく伝え切れないところがあります。

なので、抽象的なのですけれども、誰もが日常的に使いこなすようになっている知財のさまざまな複合的な状況と、それぞれのフェース、それぞれの地域、それぞれの立場に対して丁寧にカバーしていくのは相当難しい状況になっていると思って、先端の話し合いとはまた別の問題として、どうやって広い多くの人たちを守ったり、その人たちのコンテンツ力を生かしていくかというところの視点は重要で、かつ難しいなと思っております。

以上です。

○渡部座長 そのとおりだと思うのですけれども、どうしたらいいのですか。

○宮島委員 例えば農業とか企業の人であれば、ここを通らなければその人のお仕事が成立しないというところにもうちょっとフックをかけたほうがいいと思っていて、そこに窓口をつくる。あと、研修会はやるのですけれども、研修会には来る人もいれば来ない人もいてということになると思うのです。例えば臓器移植のイエスノーを、自動車の免許交付のところでもとるようにしたら圧倒的にプラスマイナスを表明する人がふえたように、例えば農業をやっていれば必ず来るような、通過するようなところとか、そういうところに窓口をうまくつけていく必要があると思います。

小中学校はさらにももちろん難しく、問題意識のところまでは来ていると思うので、あ



とは大学と同様に、それをちゃんと教えられる人をどういうふうに入れていくかということだと思えます。これは今、英語ですとかプログラミング教育も同様ですが、小学生に必要だとされているけれども、誰が教えるのだみたいなことが課題になってはいますが、ここは今、行われている教育改革の中で、外の人材をどの程度、教員以外に入れていくかという手法の中でも推進できるのではないかとは思っています。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

福井先生、どうぞ。

○福井委員 今の宮島委員の御発言に強く共感します。小中高、もちろん、大学もですけども、これをやってはいけないというNG教育だけにならずに、ここまではできるのだ、これはやっても大丈夫なのだというオーケーの教育をぜひバランスよく行っていくような運用をお願いしたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 では、ちょっと著作権関連でお話をさせていただきます。

基本的に現在、改正が待たれている著作権法の改正の中には非常に重要な要素がたくさん含まれているし、特に柔軟な規定については相当みんなが知恵を出して決めた部分です。これをできるだけ早く始めて、使っていただきたいと思っています。つまり、これは一生懸命、この知財でつくったノウハウがこもったものが実際の法案にまでたどり着いていて、世界的には相当なアドバンテージを持っているものと、私はまだ法文を見ていませんけれども、思っています。それがどんどんアドバンテージが先に行くに従って、だんだん失われてしまっている。これはここで言っても詮ないことで、ここに隣接するところに強い力がないとだめなのでしょうけれども、非常にこれは残念に思っています。ですので、できるだけ、まずこれを早く実現して、その上に立ってということが必要なということで、多少詮ないことですが、申し上げます。

もう一つは、今、ナショナルデジタルアーカイブについての議論がありますけれども、実際、取り組みが非常に難しいから、何となく概論的なままでまだとまっている感があります。やっと思えてきた部分はありますけれども、これをAIのインフラと私は捉えています。このナショナルデジタルアーカイブがあることによって、日本のAIの原動力になるべきもの、またはなるようにしなければいけないものだと思いますので、これは簡単にできませんので、このスタートもより急いでいただきたい。それはAIとの関連でよく考えていただきたいですし、そのために多分、著作権法は大きく変えられている、または変える予定であると私は理解していますし、文化審議会でもそのように努力しています。ですので、これについてはぜひ生かしていただきたいと思えます。

最後に、ナショナルデジタルアーカイブが学者さんのためとか一部の知識の集積のように思われるかもしれませんが、これが一般の方々の、例えば医療、教育といったものにち

やんと役に立つようなシステムのインフラであるべきだと思っています。その大きなビジョンをつくった上で、ビッグデータの活用と著作物の活用とナショナルデジタルアーカイブ。これを全てつなぐものがAIの新しいシステムで、日本の経済はそこにかかっていると私は思っています。ですので、今後、知財を知財として切り離すのではなくて、一般の方々への経済効果のインフラとして、汎用的に深く社会の中に根づかせていくことを私は考えていくべきかなと思っていますし、そのためにナショナルデジタルアーカイブなどをきちんと推進していくというビジョンを持つべきかなと私は思っています。

ですので、こちら辺は総合して、著作権単独ではなくて、全体論としてぜひ推進していただきたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

著作権・コンテンツ関係で、何かほかにございますか。よろしいですか。

では、林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。データ利活用関係について、コメントさせていただきたいと思います。

その前に、先ほど住田事務局長から御紹介のありました新・知財戦略ビジョンについての検討というものは、私も我が意を得たりと思っておりまして、単年度予算のもとで毎年、この計画をつくることも継続はするのですが、この戦略本部が司令塔としての機能を果たすためには、まさにこういう中長期的なビジョンを示すことが重要なのではないかと思います。

その上で、ここで検討したビジョン、大きな方針に基づいて実際の法律を策定するときには、例えば今、データ利活用について、産構審の不正競争防止小委員会でも不正競争防止法の改正の議論をしているわけですが、そういったところに委ねられるという構造なのだと思います。

その際に、私が、強調したいのは、エビデンスベースド・ポリシーメーカーという現在の考え方です。やはり立法事実として、どのような新たな規制、新たな差止請求権を認めるだけの立法事実があるのかという問題の把握。そのニーズに対して、どの程度保護することが国として合理的なのかという、規制と他者の権利とのバランスがありますので、私はデータ利活用の促進を政府全体として大前提としている以上、データ活用最優先の原則を維持すべきだと思います。

また、実効性のない規定を使っても悪意の取引者に対する抑止力にはなりませんし、むしろ善意の取引者が萎縮するだけではないかと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、荒井委員、お願いします。

○荒井委員 ナショナルデジタルアーカイブの関係で、さっき御議論がありましたので、

ちょっと要望を言いたいのです。

今の私の理解では、デジタルアーカイブに非常に力を入れて、長くやってきているので、誰がどこで使えるかという、各地域の公共図書館に行けば使えるという理解でよろしいですか。

○岸本参事官　そうです。国会図書館と連携ができていて、書籍中心だと思うのですけれども、国会図書館のほうでデジタル化したものに関しては、地域の公共図書館に行って、館内で閲覧できるというものもございます。

それ以外のジャンルのものになりますと、図書館ということではなくて、連携という点からもまだまだ不十分ですので、その部分の連携をこれからしていこうという段階です。

○荒井委員　第4次産業革命で、どこからでもアクセスできるというのが一番の特色です。世界中にアクセスできる。今、普通の国民が自宅のパソコンでもスマートフォンでもどこからでもいろんな情報がとれる。いろんなコンテンツにアクセスできるという流れの中で、せっかく、このデジタルアーカイブをつくっても、そういう特定の場所に行けとか、あるいはNHKのどこそこのセンターに行けというのはちょっと情報化の流れからすると、普通の使う立場からすると非常におくれているような気がするのです。いろんな問題があることは承知していますが、こうやって単に集めるだけではなくて、いかに使われるか、使ってもらえるか。子どもがそういうデータを使えるか。そういう観点から見て、もう一步超えて、どこからでもアクセスできるような、こういう世界の流れに対して何とかやっていただきたいという要望です。

そうでないと、せっかくこれだけみんなで努力してつくっているデジタルアーカイブが使われない。トータルとして使われないから生きてこないということだと思しますので、これはぜひビジョンかどこかで、そういう時代が実際に来ているわけで、いつでもどこからでもアクセスできる。今のままだとそういう図書館の開いているときに、そこまで行かなければいかぬという、これは情報化時代におくれているのではないかという気がいたします。壁があることは承知していますが、世界はもうそういう流れに行っているわけですので、ぜひお願いしたいと思います。

○渡部座長　よろしいでしょうか。

相澤先生、お願いします。

○相澤委員　法制度の改正は、いつも喜連川先生にお叱りを受けるのですが、遅いので、イノベーションの速度とは合いません。繊細な法律的な議論をすると、時間がかかってしまって、この社会変革に間に合いません。大胆な改革が必要だろうと思っています。

立法事実というものは、いってみれば発生した問題であります。問題が発生してから解決するというだけの法制度の枠組みは、法制度改革としては時代遅れと言わざるを得ません。スピード感を持った改革が必要であると思います。

視野も、広げていかなければいけないと思います。例えば、データに関するビジネス展開は、データの法的保護が影響を与えます。もちろん、データに関しては、どのようにデ

ータを集積が重要です。例えば政府の持っている大量のデータというものをどう使うかは非常に重要な問題です。データの収集と連動して考えなければ、データを生かすことにはならないのではないかと思います。

それから、研究や教育というものは促成栽培できません。短期的にちょこちょこことやろうと思っても難しいと思います。教育については、組織的な、基礎的なことから考えていただきたいと思います。

○渡部座長 では、喜連川先生、お願いします。

○喜連川委員 私どもは医療データというものを持っておりまして、現在、我が国6年分、2,000億のレコードを持っています。そういう中で今、官房でやっている会議が次世代医療基盤法ということで、今期、閣議決定されたということですが、いわゆるオプトアウト法案ということで、非常に画期的なものです。

ただ、今、相澤先生から御指摘いただきましたように、ものすごく時間がかかっている。甘利大臣がこれこそ日本のアセットだとおっしゃられたのはいまだに心から忘れられない気持ちですけれども、やはりこういうものを一定程度、加速する方法は継続的に御検討いただくと大変ありがたいと思っております。先日『読売新聞』にやんちゃ法をつくるべきだというふうに記載したのですけれども、我が国でも今、フィンテックを中心にサンドボックスというものができつつあるようにお伺いしております。この辺をどこまで広げられるのかというのはぜひ御検討いただければありがたいと思います。

ただ、相澤先生にそんなことばかり言っていると、一方的な押しつけになるといけないなと思っております。やはりバランスも必要です。そういう意味で言いますと、例えばデータに関しては今、アンバイアス化をどうするか。アルゴリズムに関しては、どうやってトランスペアレンシーを維持するかという、これは国際的に極めてホットな 이슈になっておりまして、こういうことを並行しながら、つまり、どちらかに偏ることは絶対ないような形で進めることは重要かと思っております。

ちなみに、最後にちょっとおもしろい話題を申し上げますと、NIAはコンピューターサイエンスのPhDをとっている人ばかりなのですけれども、唯一、1人、司法試験に合格した人が今度出ました。この人に対してこういう話をして、新しい立法を考えませんかと申し上げたのです。そうしたら、いや、私は現存の法律をどう守って、どういうふうに弁護士さんが軽やかにする仕事をするかというのをやりたい。要するに、難しい試験をずっとやらせると、考えが物すごくコンサーバティブになるのではないかなと思っております。これは相澤先生への回答とさせていただきます。ありがとうございます。

○渡部座長 では、迫本さんからお願いします。

○迫本委員 2017の計画は、非常にいい計画が出たので、これは本当にいい形で実行したいというのが1つ。

それから、私の意見は、いつも申し上げているように、国と民間との役割を、分担をしっかりと、民間が活性化できるような、税務会計上の制度も含めて、国は制度をつくっ

ていく。民間の山っ気がコンテンツをリードするという意見でして、先ほど近藤委員が、チャレンジした人が成功したときに得るものが見える形というものが重要だという、まさに私も本当にそう思っております、それがこの業界を引っ張っていくのだと思っております。

そういう意味では、2017へもうちょっと踏み込んで今後検討していただきたいと思っておりますけれども、本当に立派な計画ができたので、これを実行する。そして、継続する。相澤先生は教育のところでは時間がかかるとおっしゃっていたのですが、コンテンツもやはり継続することによって人が育ってることがありますので、ぜひ継続して、修正すべきところは修正しながら継続していく。

もう一つは、既存の組織を利用していく。何かやろうとすると常に新しい組織をつくろうという形になってしまうのですが、各省庁、本当にいろいろやっていただいていますし、それから、報告を拝見していても、クールジャパン機構とか、J-LOPをやっているVIPOとか、さまざまな組織ができてくるので、こういうものを最大限活用して、実効性のあるものにしていただけたらなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、重村さん、お願いします。

○重村委員 コンテンツの海外展開の部分に関して、具体論でお話ししたいのですが、知財推進計画の取り組みもあって、ここへ来て、日本のコンテンツの海外展開は順調に進んでいると思います。

ただ、1つお願いしたい部分は、目標があって、そこにたどり着くために今、どういう実態であるかという部分の情報が一元化されていない状況があるわけです。私は昨日までインドネシアにいて帰ってきたのですが、例えばインドネシアのジャパンフェンドの若い方が日本映画祭というものをおやりになっているのです。そういう実態が、私も初めて向こうへ行って気がついた。やはりそういう地道な努力をされていて、それが成果を上げているということもきちんと日本にフィードバックされるべきだろう。

もう一つ驚いたことがあります。今年の東京ドラマアワードで、トルコの方を招待したのですが、そこでは日本テレビの『Mother』という番組がリメイクされて放送されています。必ず日本のドラマは短か過ぎると言われるのですが、トルコはリメイクする際、12話で放送された日本の番組を32話にして放送しているのです。それで、実に80カ国に売れているのです。こういう実態は、トルコの方を呼んで話を聞いて初めてわかりました。

それから、例えばMIPCOMに関して言いますと、Japan Regional Pavilionというものをつくったおかげで、今年は13の地方局がブースを出しました。大分朝日放送とかテレビ長崎とか山口放送なんかも出しているのですが、さっき知財に関するお話で、小中高から教育をというご意見が有りました。ぜひそれをやっていただきたいのですが、実を言うと、今、現場でやっている地方局の人の中で知財に詳しい人はほとんどいないのです。そういうと

ころに関して助成していかないと、収益セクションではないですから、はっきり言って、その分野の人間を育てていかない問題があると思います。

そういう個々にいろいろな問題があったときに、今、どういう状況にあるかという実態を一括して掌握している。もちろん各省庁では部分的に掌握していると思うのですが、この知財本部の中にこういう実態掌握の部門をつくるのは非常に大事なのではないか。そうすることがKPIをつくっていく上でも重要なのではないかと考えております。

○渡部座長 ほかはいかがでしょうか。

瀬尾さん、手が挙がっていますね。

○瀬尾委員 ただ、今、コンテンツの話で、まさに荒井委員からおっしゃられたように、データベースに入れたコンテンツを一般にどんどん公開しなければいけないという気持ちも大変よくわかりますし、一般的にそうだと思うのです。ただ、先般ちょっと話題になりました、ある会合で出版社の社長さんが、文庫本を図書館で貸し出しをやるのはやめてくれという議論がありました。これはなかなかいろんな内容を含んでいますけれども、本音だと思います。コンテンツをつくる側というのは多分、それぐらい厳しい状況にあるし、コンテンツホルダーもナーバスになっています。これをどんどん開示できるようにしたら、十年戦争です。日本には多分、そういうことをやっている暇はもうないと思います。

ですが、これをナショナルデジタルアーカイブでAIに読ませることはどうでしょうか。現著作権法でも対応が進んでいます。こういう現在、著作者とコンフリクトを起こさない形で、進められる部分をどんどん進めないと、正直言って間に合いません。著作権法の改正を初めとしたデータベースの施策全てについて、全方向でこれを真っ向からやっていると時間が間に合いません。ですので、この現状のいろんなステークホルダーの意見と強く対立するような事案というものは、正直、柔軟な規定だけで私ははっきり言っておなかいっぱいでございます。このほかの対立する案件については、時間とその結果の効率を、そのバランスを考えて、最も効率のよい部分からやっていくことが著作権関連の中では大変重要な部分だと私は思います。いろいろなお気持ちは私もすごく共感できる部分はありますが、少なくとも著作権行政と今後のデジタルアーカイブ、それから、情報を日本で共有していく方向については、ステークホルダーとの話し合いの時間と効果をきちんと勘案した上で優先順位を決めていき、時間軸を設定していただきたい。

この優先順位を誤って、一回泥沼にはまってしまいますと、一つの案件で数年固まってしまいますので、ぜひ皆様にも共有させていただきたいと思います。この前の図書館のお話は非常に象徴的で、インターネットでも読める部分ですので、ぜひその主張をご覧いただけたらと思います。私はそれを全面的に肯定しているものではないですけれども、一つの真実があると私は感じたというふうに申し上げたいと思います。

以上です。

○渡部座長 福井先生、お願いします。

○福井委員 アーカイブに関して、各委員から非常にうれしいお言葉が続いて、取り組んできた者としては、つい、この話をしたくなってしまうのですが、本日はそうではなくて、喜連川先生から刺激的な発言がありましたので、これにちょっと反応したいと思います。

これは御指摘のとおりでありまして、従来の日本の法学は、やはり法律の解釈が非常に偏っていたと言ってもいいと思うのです。その結果として、でき上がっている法律の解釈をゆっくりやっていけば、それは現状に対して周回おくれになっていくのは当然であります。よって、これからはそうした立法の分野での法律だけではなくて、民間における契約、あるいはガイドライン、アーキテクチャー、そういうものを総動員した広いルールメイクの力を、例えば法専門家も、さまざまな実務家という者は持っていかなければいけないだろうと思うのです。そういった人材育成こそ行うべきであり、それが先ほどの著作権と契約にという言葉につながったわけでありまして。

それに加えて、本日は本当は海賊版対策のお話も差し上げたい。これがいかに待ったなしの、全く手詰まりな状態であるのか。それこそ、あらゆるメニューをミックスして立ち向かわなければいけない問題であるかというお話も差し上げたいところですが、恐らく2分を超えてしまうと思うので、それはまたの機会ということにしたいと思います。

○渡部座長 済みません。

では、江村さん、お願いします。

○江村委員 この場の議論に適切かどうかというのはあるのですが、先ほどの喜連川先生のデータのバイアスの議論とか、そういうものを伺っていて、国民一人一人が知財人材という議論があるのですが、やはりデータに対するリテラシーを上げるとか、そういったことを新しいスコープに入れておかなければいけないのではないかなというのをすごく感じています。それが1点。

それと、今、出た話で言いますと、標準化のところもルールメイクみたいなところの意識がすごく重要になってきていて、そういった視点の、これもリテラシーになるかもしれないのですが、ですから、人のレベルを上げていくときの物の見方を今までと相当変えるという議論をこのタイミングですべきではないかなと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

石川委員、手が挙がっていますね。

○石川委員 今回から参加をさせていただくようになりました、日本動画協会理事長の石川でございます。

まず、動画協会という団体は、日本の誇る文化、アニメーション文化を守り、そして育てて、それから、アニメーションを産業として世界に羽ばたけるようにということでサポートしている、プロダクションが中心となった団体でございます。おかげさまで2017の取り組みにもいろいろ本当にサポートしていただいておりますことを感謝申し上げます。まだまだそれを使わせていただくことについては、もちろん、私どもの力が足りない部分も

あるのですけれども、会員各社に伝え続けていかななくてはいけないかなと思っています。

冒頭で中村座長がお話をされたように、リオのオリンピックで首相がマリオになったということで、一気にアニメーションコンテンツ等が今、見直されているところではないかと思っています。私もコンテンツの海外展開促進につきましては、まだまだできる、これからだかなと思っているのですが、海外に展開するに当たりましては、著作権ですとか、製作委員会ですとか、もろもろの縛りがあって、なかなか100%できているところではないかなというところが実感でございます。そのためには、つくるところから海外展開を目指していく、海外展開を初めから視野に入れながら政策をしていかななくてはそれができないのではないかなと思っています。

今までは国内でビジネスが完結できたという仕組みがあったのですが、これからはそうではなくて、グローバル展開をできるようなものをつくっていかなくてはいけないであろうと思っているのです。そのためには、先ほども皆様おっしゃっていらっしゃいましたように、現場が知財ですとか著作権ということに詳しくないとそれができないと思いますので、ここはまた改めて御相談をさせていただきたいと思ひますし、その教育を動画協会としても実行していくようにしていかななくてはいけないかなと思っています。

データベース、デジタルアーカイブもそうなのですが、さらなる促進もお願いしたいと思ひますし、私どももこういうものがアーカイブとしてあるということをもっと広いところで知っていただくような取り組みもお願いしたいと思ひています。

まだまだありますが、また。よろしくお願ひいたします。

○渡部座長 済みません。

ほかはいかがでしょうか。

山田委員、お願ひします。

○山田委員 山田でございます。

先ほど来、いろいろなお話を伺っていて、イノベーションを起こすことによって地方との格差が拡大するのではないかと、まさに私もその辺を危惧しています。この委員会に出るたびに、地方の中小企業として、国のトップの会議と地方との乖離とを毎回のよう感じています。地方の現場の意見としてお話をさせていただきたいと思ひます。

まず、2017年のこの知財戦略の進捗について。5 ページ目の知財・標準化戦略の一体化推進ということで「新市場創造型標準化制度」という記載があります。以前、この委員会でもお話をさせていただきましたけれども、本制度は大変画期的な制度で、実際、弊社でも使わせていただき、大きな効果が上がることを期待しています。

ただ、東北地方でこの話をすると、まだまだこれを知らない企業も多いですし、それを活用しようという企業さんも少ないですし、JISが売り上げにつながることも自体もなかなか実感としてわからないということが多いので、これからもっと普及啓発の活動が必要だと思ひます。

6 ページのINPITのケース教材を用いた活用促進セミナーは、実際に参加させていただい



て、非常に勉強になりました。ケーススタディーでグループ討議をするというものでしたが、是非これを東京だけではなくて地方でも開催いただきたいというお話をしたら、地方だとなかなか人が集まらないと言われました。もっと地方の皆さんで勉強できるような地盤、基礎レベルを上げないといけないと思っております。

それから、安倍総理からのお言葉の中で、「地方創生の起爆剤として、世界で通用する地方の中小企業の技術を知財で守り育てる」という内容があり、これが多分、9ページ目の地方・中小企業の項目、「スピード感を持ってイノベーション創出を推進し、地域経済を活性化していく。そのために、知財への意識を高める」という内容につながっていると思います。

実際、ここ数年、地方で知財のセミナーというものはふえていると思います。今まではどう特許を書くかとか、という話が多かったのですが、「知財経営セミナー」とか、「知で財を生むシンポジウム」のような、知財だけではなくて、それを経営にどう生かして、守るだけではなくて売り上げにどうつなげるかという方向のセミナーに最近は行きつつあり、これは非常にいい方向で、今後もどんどん進めていただきたいと思っています。

ここまでが進捗に関しての感想で、次に現在の課題と今後の戦略です。

「知財を持っていることで産学連携が進む」とか、「知財を持っていることで資金提供が受けられる」とか、または「知財があることで他社と連携が進んだ」ということは、私はまだほとんど感じられていません。多分、地方企業でそれを有効に活用しているところはまだまだ少ないのではないかと感じています。

「技術を知財で守る」という意味合いのものはやはり多くて、先ほどのセミナーもそうですけれども、大手と共同研究する場合、どこに注意しなければいけないとか、海外に出す前には何をとおこななければいけないかとかというのはあるのですが、「技術を知財で育てる」とか、「地域経済を活性化する」という話になると、知財戦略とどう結びつけて、どういう施策にしていくのかというのが、ちょっとお話を聞いていても、わかりにくい。是非そこをうまく結びつけて活性化につなげるような、もう一步踏み込んだ施策を考えていかなければいけないのではないかと感じています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

内山委員、手が挙がっていますね。

○内山委員 ちょっと皆さんと違って、非常に小さい話をします。

2つありまして、民間の効果に期待するというのは、国家百年の計ではないですけども、超長期の道筋を見せてよというところだと思うのです。その観点で私と言えるのは多分、映像という小さい範囲なので、その範囲で言うと、昨年度から例えば一方で映画のことを検討して、一方でVRのようなことを検討して、2つのベクトルが出ているのです。つまり言い換えれば、映画、テレビのような、多分、2030年にはレガシーになっているような形のもので、もう一方でVRとか、もうちょっと足していくとARとか、あるいはプロジ

ェクションマッピングとか、フレームのない映像の世界の話を去年から始めていて、2030年の議論をするということなので、この2つのベクトルを議論としてしばらくキープしてほしいなというのが思いとしてあります。

それで、フレームのない映像の世界ということで、2点目のお願いになってくるのですが、ポストスマートフォンを探せというテーマをぜひ考えていただきたい。10年前にiPhoneが出て、それまで日本が一応強かったガラケーの世界は吹き飛んでいったわけですよ。まさしく日本の競争力が失われたわけで、もう一回取り戻したいなというのはやはり個人的にはあって、たまたま先日、中村先生もいらっしゃるあの場で、スマートフォンは不便だねという人がいて、うんうんと思わず同意してしまったのですが、このスマートフォンというデバイスが10年後も主力デバイスであるとは何となく思えないですし、あるいは思いたくないのかもしれませんが、そういう観点で、ポストスマートフォンを探せというアクションが何か欲しいなというのが要望としてございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、山本委員、お願いします。

○山本委員 私は産学連携の立場からお話しします。

11ページの8)で人材育成というもので、弊社も応募して、人材育成をしようとしているのです。せっかく育成をするのであれば本気で育てたいということで、高い目標を、高いルールというか、条件を設定しました。任期つきの人とかは来ないでくださいと。人材育成をしても、5年たったらやめてしまう人では育成のしようがないので、本気でその大学が、5年たってもずっと、その大学に帰って産学連携を推進し続けるような方でないと受け入れないという話をしたら、全く誰も来ないという現状が起っています。実は産総研と理研は出したいと言っていたのですが、これは対象が大学でないとだめということなので、JSTに断られるというのがございました。

何を申し上げたいかというのと、本当に大学は産学連携の中核人材を育成しようとしているのかどうかというのが、制度がよくても本気でそれを育てようとしなくて、5年たったら首にしますという任期つきの採用をやっている限りは、本当にその大学の取り組みというものは変わらないし、ノウハウは蓄積されないということに疑問を感じていて、この制度がだめということではないのですけれども、どうすればそれが生かされるのか。どうすればそこが変わるのかなということに行き詰まり感を感じているというのがございます。

あと、ちょっと細かい話ですが、11ページの10)のギャップファンドは非常にいいことだと思っています。アメリカを見ても、実はギャップファンドで大学の研究、ラボレベルでできたものが、本当にこれが実用化し得るのかどうかというのを、例えば試作品という形で作ってみたら、それが本当に形になるということになれば、それはライセンスにもつながりますし、そこまでできているのだったらベンチャーをつくらうということにもつながっていて、実はこれは欧米では鍵です。欧米の大学は、ギャップファンドがある

かどうかというのでイノベティブな大学かどうかというのを評価しているようなところもあります。一部の大学はもう既に日本でもギャップファンドを始めているのです。

1個だけ注文をつけるとすると、年に1,000万円というのはちょっと大き過ぎて、大体1年間500万で、ここまでやってくださいと。これをクリアしたら、次の年はまた800万円つけて、ここまでやってくださいと。それがクリアできたら、3年目は3,000万円つけますというのが多いのです。1,000万円出すぐらいだったら、もっと数を出していただいたほうがよいのではないかというのを思っています。

以上です。

○渡部座長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 渡邊でございます。

私は3ページの価値評価の件ですけれども、価値評価についてはタスクフォースを立ち上げるとのことで、これは非常に結構なことだと思っています。

それで、この価値評価は、ここに書いてあるように、損害賠償に効いてくるということのほかに、知財金融にも効いてくるだろうと思っています。多分、損害賠償とか知財金融については、実施している事業と、それをカバーしている知財との、両者を見ていかないとなかなか価値判断ができない。ただ、そちらの価値判断は、権利単独の売買の場合については、多分ベースが違ってくるのではないか。

単独における価値判断も一つ入れていただきたい。中小企業等、実施力がないところの権利がそのまま死蔵してしまうケースはかなりあるので、権利を譲渡するようなことでそれが生かせることができれば非常にいいのではないかということで、単独売買も視野にちょっと入れていただきたいなと思っています。

資料のほうですけれども、参考資料5の25ページに資金調達の話が出ていますが、多分、このベースというのは知財に何らかの関与を持った企業がベースになっているはずで、中小企業は380万社あると言われてはいますが、知財に関与したというのはそのうちの多分、数%ぐらいではないかと思うのです。分母は非常に小さいので、ここに約25%という合計数字が出ていますが、実際に関与したというベースを考えるとかなり件数としては小さいのではないか。

このような状況で、価値評価が出れば、利用率が上がってくるだろうし、知財そのものに対する興味もどんどん上がってくるだろうと思うので、そういう意味からも、この価値評価というものは非常に有効であろうと思っています。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

そろそろ時間ですが、手が挙がっていますか。

では、吉村委員代理、お願いします。

○吉村委員代理 済みません。代理なので、どうしようかなと思っていたのですけれども、一言だけお話をさせていただければと思います。

新しいビジョンをつくられるということは非常に歓迎でございます。いろんな委員の方がおっしゃったとおりで、革新技術の進展によって経済社会が大きな変革期を迎える中で、これまでよりもより幅広い観点で議論しなければいけない。

あわせて、ちょっと横を見ると、本日はコンテンツの話も範囲に入っているという意味では、文化芸術にかかわる基本的な法律もできたりとか、そういったこともあわせてあるので、そういった政策とも連動させながら、もちろん、科学技術・イノベーション施策とも連動しながら幅広い議論をしていただきたいと思います。期待しております。

あと、各論ですけれども、特許法の絡みは、近藤委員も抑制的にお話しされましたけれども、ADRについては多分、今、知財計画2017にどう書いてあるかは別として、法的拘束力のないガイドラインのほうに事務方は傾いておられるのかなと拝察しておりますが、議論した結果としてそうなることは十分あり得ると思うのですけれども、少し議論の丁寧さが不足しているような感じもあるので、特許制度小委員会において丁寧なプロセスで議論していただければと思います。

それから、不正競争防止法については林先生がおっしゃったとおりだと思っていて、データ利活用促進を目的にやるということですので、それに不正競争防止法といった差し止め請求権もあるような強いものをどういうふうにはめるのかということについては、これからデータ利活用のビジネスを進めていくという観点においては萎縮効果が出るような形にならないようなバランスを模索して議論を深めていただきたいと思います。

最後に、著作権法については瀬尾委員からもおっしゃったとおりでありまして、今の文化審議会の報告書の取りまとめどおり、早急に法律にさせていただくということを強く要望いたします。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、御発言はよろしいでしょうか。大分、時間が来ておりますけれども。

少しずつ、まとまりで御意見をいただきました。全体、ビジョンを少し中長期で議論するという点については大変、皆さん、御期待が、これは実は結構難しく、アニュアルも一生懸命やりますので、アニュアルを一生懸命やるのと、こちらも一生懸命やるので、やはり同じになってしまうときもあるのです。だから、本日いただいた意見ですと、民間との協働、あるいは地域格差、いろんな観点で、やはり観点をしっかり絞るか、何か少し工夫をして立派なものにしていくということが必要なのではないかと思います。

それから、データ利活用についてはいろいろな御意見をいただいたかと思えますし、この間も欧州とか欧米の話も随分聞いてまいりましたけれども、やはりこれはグローバルでないといけないので、そういうところを含めて、いろんな形に、コンテンツと一緒に考えないといけないとか、いろいろ御意見をいただきましたが、そういうことを少しチェックする視点として入れていかないといけないだろうと思いました。

あと、立法がなかなか進まないという、喜連川先生を含め、御意見が非常にあって、こ

これは立法事実の話と、それから、林先生が言われたように、方向が違うという話と、それはちょっと別物だと思いますので、方向が違うものが早く進んでは困るわけなので、そのところをどういうふうな考え方でやっていくかという論点だと思います。

それから、やはり教育の話ですが、これはかなり幅広くて、宮島委員のコミュニケーションの話、啓発とかコミュニケーションの土台の中の教育の話とか、そういうことが含まれていましたので、その辺の整理かなと思います。

あと、コンテンツ関係で、中村座長、何かコメントはございますか。

○中村座長 いえ、特にありません。

○渡部座長 ということで、本日の結果を踏まえていろいろこれから進めていくということとございますけれども、今後のスケジュールについては小野寺参事官から資料4で説明していただければと思います。

○小野寺参事官 活発な議論、ありがとうございます。

資料4に基づきまして、今後のスケジュールについて簡単に紹介したいと思います。

一番上にありますとおり、本日第1回の検証・評価・企画委員会合同会合が開催されまして、年内にはコンテンツ分野会合を12月1日に、産業財産権分野会合を12月26日に開催することになっております。また、先程ご紹介した知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの第1回を11月16日に開催することになっておりまして、3月までに5回ほど開催いたします。

現在、ちょうどスケジュール調整をさせていただいているところだと思いますが、年明け、検証・評価・企画委員会の産業財産権分野会合、コンテンツ分野会合、あるいは合同の会合を適宜開催し、その上で、平成30年5月ごろ、知的財産推進計画2018の決定のほうにつなげたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

局長からお願いします。

○住田局長 大変活発な御議論、ありがとうございます。また、ビジョンにつきましても大変期待が高いということがよくわかりました。

本日いろいろ議論になった中で、教育の話が多くございましたけれども、例えば歴史の教育を見ても、実は『信長の野望』みたいなものが、一番、歴史教育にはよかったということもあります。動画協会の方とかニッポン放送の方からも、現場に知財人材がいないのだという話がありましたが、何かそういう人向けの動画やゲームを作っていただくと、一番多くの方が楽しみながら知識を深められるのではないかと感じました。

それから、法律に関しても大変活発な御議論があつて、本当に行政としても考えさせられるところがたくさんあるわけですが、法律というものだけではなくて、その下のレベル、ガイドラインとか、やはりより柔軟にできる仕掛けをつくりながら、かつ法的な仕組み・システムがイノベーションを加速するような、後追いというよりは、むしろ加速

するようなドライブになることも含めて発想していかなければいけないのだろうなということ非常に強く感じた次第でございます。

また、やはり我が国はものづくりが大変得意な人が多いということなのですけれども、そういう中で、明らかにこれから大事になってくるのはデータだというのはいろんな方から御指摘をいただいたとおりでありまして、このデータをどう料理するのか。まさにデザイン志向のようなものだと思いますけれども、そのデータをどう使って、何を組み上げていくのかということに関して、これからも皆さんの御知見をいただきながら一緒に考えていきたいと思った次第でございます。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

本日は1分半とか2分とか、何か鐘が鳴って、大変申しわけなかったと思いますが、何回か発言していただいたほうが、流れがしやすいかなと思ったのですけれども、いろいろ工夫をしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。